

府政共生第163号
平成26年3月6日

各都道府県・指定都市衛生主管部（局）長
各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市消費者行政主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
警察庁生活安全局少年課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省刑事局公安課長
財務省関税局調査課長
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して
販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等
について（依頼）

近年、合法ハーブ等と称して販売される薬物等を使用した者が、二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発しております。「子どもの安全に関する世論調査」（内閣府）では、保護者世代の約9割が、これらの薬物に覚醒剤や麻薬と同じような中毒性、依存性があることや子どもが好奇心で使用するのに対して「不安を感じる」と回答していますが、これらの薬物は、合法ハーブ等と称して販売されるため、青少年自身にその危険性・有害性が十分に認識されておらず、また、インターネットや店舗等で容易に入手することが可能であるため、青少年へのスマートフォン等の急速な普及等を背景に、他の規制薬物のいわゆるゲートウェイドラッグ等として、青少年への更なる乱用の広がりが懸念されるところです。

このため、政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応、薬物の再乱用防止対策の強化等に重点を置いた取組を推進しております（注）。

合法ハーブ等と称して販売される薬物等につきましては、上記情勢を踏まえ、指定薬物として規制対象を大幅に拡大してきたほか、先の国会で指定薬物の所

持・使用等が禁止され、違反した場合には罰則を科すこととする薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日より関係部分が施行されます。

こうした中、春の卒業・進学・新入学等の時期を迎えますが、これらの新たな薬物の乱用防止については、青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識の向上が極めて重要であることから、当該時期に実施される各種取組の機会等と有機的に連動させて、関係府省庁が連携して、薬物乱用の根絶のための広報啓発活動等の取組を推進していくこととしております。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましても、当該時期において、上記趣旨を踏まえ、下記の事項に御留意いただき、薬物乱用対策推進地方本部等の会議や青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等に係る各種取組の機会等を効果的に活用して、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に関する重点的な広報啓発活動に取り組んでいただきますようお願い致します。

なお、上記「春のあんしんネット・新学期一斉行動」については、別添資料1のとおり、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長名で各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長宛の依頼文書が発出されており、同依頼文書には文部科学省から各都道府県・指定都市青少年担当主管部課長等宛の協力依頼文書及び一般社団法人全国高等学校PTA联合会等に対する協力依頼文が添付されておりますので、申し添えます。

記

1 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る危険性・有害性の周知徹底について

合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物については、依存性・毒性が強い物質が含まれているものも多く、これらを使用したことによる重篤な中毒症状や交通事故等を引き起こした例も散見されているにもかかわらず、合法ハーブ等と称して販売されているため、その危険性・有害性が正しく理解されておらず、また、インターネットや店舗等で容易に入手することが可能であること等から、他の規制薬物のいわゆるゲートウェイドラッグ等として、青少年への乱用の広がりが懸念される。

このため、覚醒剤や大麻等と同様に、青少年、家庭及び地域社会に対して、これらの薬物の危険性・有害性の周知徹底と手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向した広報啓発活動を推進する。

2 訴求対象に応じた広報啓発活動の推進

(1) 学校等における啓発活動の強化

春の卒業・進学・新入学等の時期は、周囲の環境変化、交友関係の拡大、当該時期を利用した海外渡航、スマートフォン等の新たなインターネット接続機器の購入等を通じて、青少年が違法・有害な情報に接触する機会が増加することが懸念される。このため、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る当該時期の各種取組の機会等と有機的に連動させて、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する各種指導の機会を活用して、薬物乱用防止教室の開催等、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の乱用による健康被害等の危険性等について、正しい理解を促すための取組を積極的に推進する。

また、大学等の学生については、大学等に対し、入学時のガイダンス等の機会を活用して、これらの薬物の乱用による危険性等について注意喚起が効果的に行われるよう促す。

(2) 有職・無職少年等に対する啓発活動の推進

薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職少年に対しても、これらの薬物に関する正しい認識が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携して、新入社員研修や各種イベント等の若者の集まる多様な場において、これらの薬物乱用防止に係る啓発活動に努めるほか、青少年のスマートフォン等の利用実態等を踏まえた訴求力のあるインターネット上の広報媒体等を活用した効果的な啓発に努める。

(3) 地域や家庭における指導者等に対する正しい知識の普及

青少年による薬物乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成を図ることが重要であるが、合法ハーブ等と称して販売される薬物等については、新たな類似物質が次々に出現するなど、その販売実態等が極めて急速に変化するため、地域や家庭において青少年の指導や広報啓発活動に当たる指導者等に対しても、これらの薬物に係る正しい知識の普及を図る必要がある。

また、スマートフォン等の新たなインターネット接続機器が急速に青少年に普及していることを踏まえ、インターネットを利用する青少年が保護者等の気付かない使い方をして違法・有害情報にアクセスし、薬物犯罪等に巻き込まれることのないよう、地域や家庭における指導者等に対しては、スマートフォン等に係る青少年のインターネットの利用実態等について、必要な知識・情報を周知する必要がある。

このため、保護者等において、これらの薬物の青少年による乱用の兆しを見逃すことなく、より適切な対応が図られるよう、上記「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る当該時期の各種取組の機会等と有機的に連動させて、青少年の保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア等の指導者、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等に対して、添付資料等を活用して、積極的な情報提供に努める。

3 関係機関の相談窓口等の周知徹底等

青少年の薬物乱用については、一般的に、薬物乱用歴が比較的短いことから、早期発見・早期対応が極めて重要であり、薬物乱用者の個々の状態及び状況に応じた対応が重要である。また、青少年の薬物問題の発覚の端緒は家族等の地域における身近な者が多いことから、合法ハーブ等と称して販売される薬物等に係る広報啓発に際しては、これらの薬物に係る乱用者や家族、地域住民等が早期に相談機関に相談できるよう、地域における各種相談窓口の周知徹底を図る。

また、これらの薬物の再乱用防止の観点からは、薬物乱用者本人のみでなく、家族等や地域住民への継続的な支援等が重要となる。このため、広報啓発に際しては、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会、少年サポートチーム等、地域において困難を抱える青少年を関係機関が連携して支援するための枠組みやこれらの取組等についても周知に努める。

(注) 詳細は、内閣府ホームページを参照願います。

<http://www8.cao.go.jp/souki/drug.html>

<別添資料 1 >

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動（春のあんしんネット・新学期一斉行動）について（依頼）

<別添資料 2 >

子どもの安全に関する世論調査

<別添資料 3 >

平成24年度若年層向け薬物再乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書